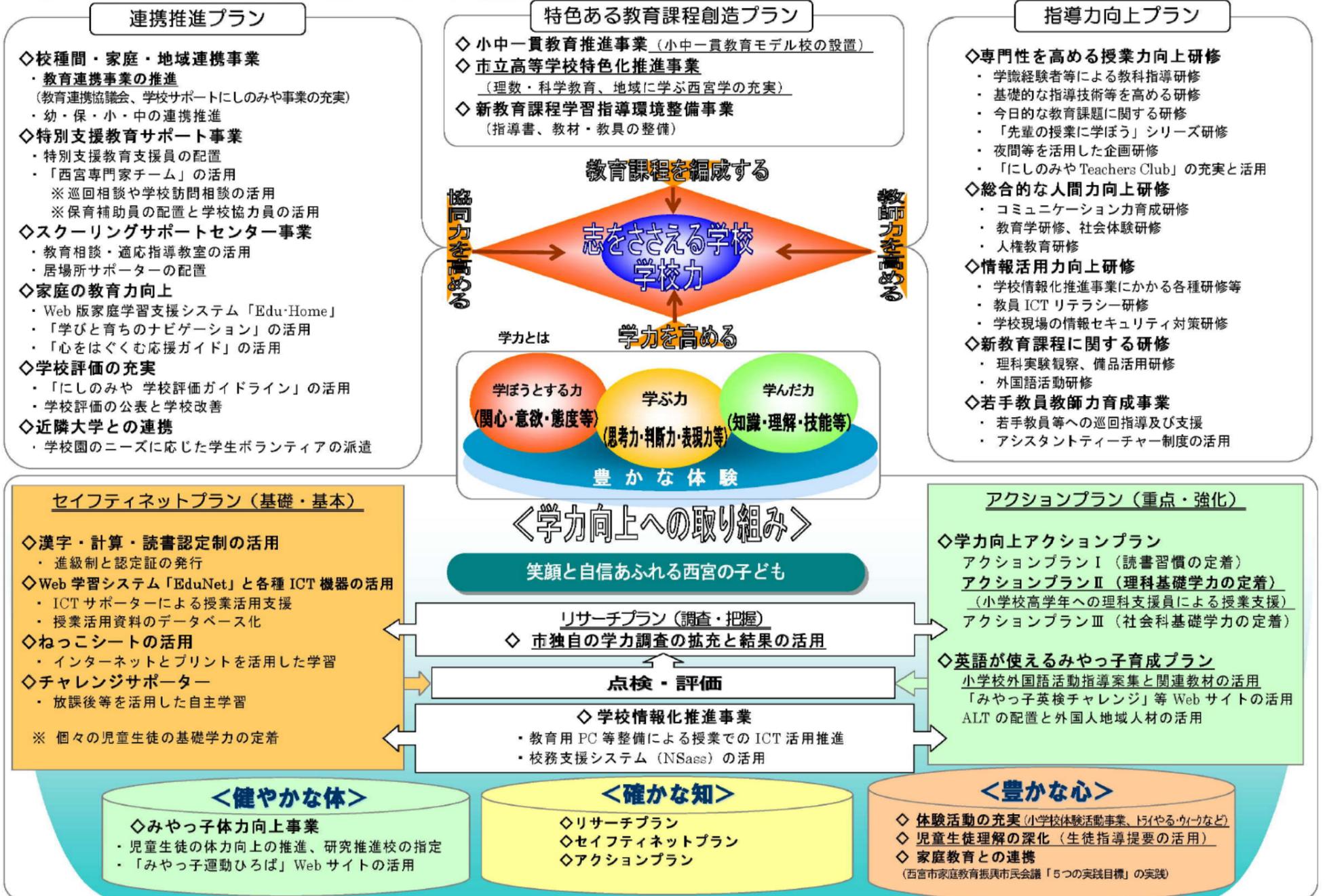


＜夢はぐくむ教育のまち西宮-立志の里構想＞

西宮市教育委員会 <平成 23 年度版>



■表 1：平成 22 年度 中学校 教材用図書（保護者負担）

中学校	1年	2年	3年	合計	平均
1	15,964	9,070	19,527	44,561	14,854
2	16,700	12,400	13,800	42,900	14,300
3	16,991	10,319	10,476	37,786	12,595
4	12,745	9,977	13,542	36,264	12,088
5	15,363	8,531	10,821	34,715	11,572
6	14,451	9,716	10,357	34,524	11,508
7	11,904	8,547	11,194	31,645	10,548
8	14,490	10,966	7,818	33,274	11,091
9	12,106	9,990	10,187	32,283	10,761
10	13,304	7,619	8,206	29,129	9,710
11	12,984	6,055	9,261	28,300	9,433
12	11,656	7,592	10,193	29,441	9,814
13	11,617	8,475	8,085	28,177	9,392
14	11,653	4,677	6,282	22,612	7,537
15	8,012	4,926	5,845	18,783	6,261
16	10,460	2,940	5,021	18,421	6,140
17	8,004	3,004	4,948	15,956	5,319
18	6,928	2,870	3,247	13,045	4,348
19	5,836	3,023	4,125	12,984	4,328
20	5,523	2,795	4,115	12,453	4,151
平均	11,835	7,175	8,853	27,863	9,288

(円)

■参考 1：教育基本法 新旧対照表（抜粋）

(旧)	(新)
<p>教育の方針</p> <p>第 2 条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>	<p>（教育の目標）</p> <p>第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>

■参考 2：市内在住の小・中学生の通学先

通学先	人数	割合	通学先	人数	割合
西宮市立小学校	29,247	97%	西宮市立中学校	11,084	78%
特別支援学校	103	0%	特別支援学校	71	0%
私立等	920	3%	私立等	3,106	22%
小計	30,270	100%	小計	14,261	100%

にしのみや未来 田中 正剛
一般質問配布 参考資料
平成 23 年 7 月 1 日（金）